今熊地区周辺エリア複合施設整備事業
諸室の要求水準書

令和７年１０月３１日

大阪狭山市

【目次】

第１　総則 1
　１　基本事項 1
　２　用語の定義 1
　３　備品について 1
　４　凡例 1

第２　市民利用諸室の諸室の要求水準 2
　１　多目的室（A、B、C） 2
　２　会議室（A、B、C） 3
　３　スタディルーム 3
　４　調理スタジオ 4
　５　音楽スタジオ（A、B、C） 4
　６　和室・茶道室 5
　７　創作・陶芸室 6
　８　浴室・脱衣室 6

第３　図書館機能の諸室の要求水準 7
　９　開架閲覧室（一般図書閲覧スペース、児童図書閲覧スペース） 7
　１０　おはなしの部屋 8
　１１　閉架書庫 8
　１２　事務室（受付カウンター・事務室兼作業スペース） 9

第４　障がい者地域活動支援機能の諸室の要求水準 10
　１３　活動室（１、２） 10
　１４　シャワー・脱衣室・更衣室（障がい者地域活動支援機能） 10
　１５　静養室・トイレ 11
　１６　事務室（障がい者地域活動支援機能） 11

第５　子育て支援機能の諸室の要求水準 12
　１７　屋内遊び場（プレイルーム、倉庫、こどもトイレ） 12
　１８　託児室 13

第６ 保健センター（複合施設として提案する場合）の諸室の要求水準 14
１９ 集団指導室 14
２０ 待合、診察室、検査室（保健センター） 14
２１ 消毒室 15
２２ 妊娠出産包括室（ほっとルーム） 15
２３ 事務室（保健センター） 16

第７ 休日診療機能（複合施設として提案する場合）の諸室の要求水準........... 17
２４ （感染症疑い患者用）診察室、検査室、待合....................... 17
２５ 待合室、診察室、処置室（休日診療所） 17
２６ 一般患者用トイレ.. 18
２７ 受付（休日診療所） 18
２８ 薬局 19
２９ 医師控室・医療介護連携室... 19
３０ 衛生材料保管庫.. 19
３１ 執務室（１、２） 20

第８ 共用部の要求水準 21
３２ 共用部（エントランス・ロビー、市民交流、憩いのスペース） 21
３３ トイレ 21

第９ 共有部の要求水準 23
３４ 共有部（事務室、相談室、倉庫、更衣室） 23
３５ 打合せスペース.. 23
３６ 研修室 24
３７ 職員休憩室 24

第10 その他の諸室の要求水準 25

第１　総則

１　基本事項

この「諸室の要求水準書」は、施設整備に当たって要求する諸室の水準をとりまとめたものである。諸室数や諸室面積等について併用及び変更提案を行う場合は、その理由を明確にすること。

なお、諸室面積を減少させる提案の場合は10%程度までとする。

この諸室の要求水準書は、「実施要領書等」と一体のものとして位置づける。

２　用語の定義

（１）隣接

隣り合っている状態

（２）近接

近くにある状態

３　備品について

記載している備品については、市が別途発注し、管理運営にあたり最低限必要であると想定しているものである。なお、必要な機器が設置できるよう、下地及び空配管、電源工事は本体工事含むものとする。ただし、事業者による一部又は全部の備品整備を提案する場合には、記載しているものだけでなく、施設の運営管理に必要なものも提案することを可能とする。

４　凡例

次ページ以降の表に記載している内容は次のとおり。

規模に記載の面積は各室の一室あたりの面積を示します。

左の欄に対応した番号の諸室数を示します。

赤字・太字・斜体で記載している備品は、市が別途発注を想定しているものを示します。

９９　〇〇室（A,B,C）			
用途	利用者が静かな空間で、読書や研究、学習などに利用		
規模	①　50 ②　100 ③　200	㎡程度	①　〇〇室A×１室 ②　〇〇室B×３室 ③　〇〇室C×２室
利用人員	①　5 ②　10 ③　50	人程度	
性能・要求水準	・***利用人数に応じた椅子や机を設置する。*** ・他室からの音漏れが無いようにする。 ・できる限り共用部に面して配置し、共用部に面している壁面の一部はガラス張りとして室外から利用状況が分かるようにする。（カーテン等で遮れるよう工夫する）		
他室との関係	・施設全体のバランスを考慮し、適切な配置を行うこと。		

上記の表の場合、50㎡の〇〇室Ａが1室、100㎡の〇〇室Ｂが３室、200㎡の〇〇室Cが２室という内容を示しています。

第２　市民利用諸室の諸室の要求水準
（市民活動支援、公民館機能、高齢者/障がい者福祉機能）

１　基本事項

市民の各種活動などに利用できる諸室として設置する。各室の使い方や規模等に応じて適切な配置・動線計画とするとともに、解放的な雰囲気とすることにより新たな関係性が生まれるような魅力ある空間を創造する。

また、将来を見据えた多様な利用形態にもフレキシブルに対応できる機能を備えた諸室とする。

<table>
<tr><th colspan="4">１　多目的室（Ａ、Ｂ、Ｃ）</th></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="3">A、B：講演会、講習会、（ダンスやコーラスの）発表会、講座、イベント、各種会議・活動・障がい者スポーツなどに利用。
C：各種活動・会議や打合せなどに利用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">規模</td><td>①　200</td><td rowspan="3">㎡程度</td><td rowspan="3">①　多目的室A×１室
②　多目的室B×４室
③　多目的室C×３室</td></tr>
<tr><td>②　90</td></tr>
<tr><td>③　50</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用人員</td><td>①　100～150</td><td rowspan="3">人程度</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>②　40</td></tr>
<tr><td>③　20</td></tr>
<tr><td>性能・要求水準</td><td colspan="3">【多目的室A】
・ステージを設置すること。
・イベント等の際に、エントランスやロビーなどの共用部と一体的な利用もできるよう工夫すること。
・机や椅子などが収納できる倉庫を併設する。
・発表会を想定した、マイクなどの音響設備、調光やスポットライトなどの照明設備を設置する。
・アップライトピアノ（現公民館に設置しているものを転用）を設置する。
・壁面にダンス等で使用できるよう鏡を設置する。（鏡不使用時にカーテン等で遮れるよう工夫する

【多目的室A、多目的室B（４室の内１室以上）】
・利用方法に応じ室内を分けることができるよう、どちらの室も共用部から出入りできるよう、４室の内１室は可動式間仕切り壁を設置する。
・室の大きさに合った天井設置のプロジェクター及び天井埋め込み式のスクリーン、音響設備（天井埋め込み式スピーカーや壁面埋込式音響パネル等、建物の一部として恒常的に設置され、容易に移動できないもの）を設置する。

【多目的室A、B】
・各室に非常用コンセントを１箇所以上（Aは２箇所以上）設置する。

【多目的室A、B、C】
・できる限り共用部に面して配置し、共用部に面している壁面の一部は窓などを設置して室外から利用状況が分かるようにする。（カーテン等で遮れるよう工夫する）
・利用に応じた遮音性を確保する。
・各室に利用人数に応じた移動が容易な机、椅子、ホワイトボードを設置する。
・作品などが展示できるよう天井に適宜ピクチャーレールなどを設置する。
・囲碁・将棋・バンパー台、麻雀卓、卓球台、太鼓などの用具を収納できる倉庫を併設する。</td></tr>
<tr><td>他室との関係</td><td colspan="3">・施設全体のバランスを考慮し、適切な配置を行うこと。</td></tr>
</table>

2　会議室（A、B、C）			
用途	A：各種会議、講座や打合せなどに利用 B：各種会議、パソコン講座などに利用 C：各種会議、市民活動などに利用		
規模	①　50 ②　50 ③　25	㎡程度	④　会議室A×２室 ⑤　会議室B×１室 ⑥　会議室C×１室
利用人員	①　20～30 ②　20～30 ③　4～6	人程度	
性能・要求水準	【会議室A（２室の内１室以上）】 ・利用方法や利用人数に応じ室内を分けることができるよう可動式間仕切り等を設置する。 【会議室B】 ・ＰＣ講座で利用することを想定し、利用人数に応じたコンセントや有線ＬＡＮ用のモジュラージャック等を適宜設置する。 【会議室A、B、C】 ・*各室に利用人数に応じた移動が容易な机、椅子、ホワイトボードを設置する。* ・できる限り共用部に面して配置し、共用部に面している壁面の一部は窓などを設置して室外から利用状況が分かるようにする。（カーテン等で遮れるよう工夫する）		
他室との関係	・施設全体のバランスを考慮し、適切な配置を行うこと。		

3　スタディルーム			
用途	利用者が静かな空間で、読書や研究、学習などに利用		
規模	①　50	㎡程度	①　スタディルーム×１室
利用人員	①　30	人程度	
性能・要求水準	・*利用人数に応じた椅子や机を設置する。* ・他室からの音漏れが無いようにする。 ・できる限り共用部に面して配置し、共用部に面している壁面の一部は窓などを設置して室外から利用状況が分かるようにする。（カーテン等で遮れるよう工夫する）		
他室との関係	・施設全体のバランスを考慮し、適切な配置を行うこと。		

<table>
<tr><th colspan="4">４　調理スタジオ</th></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="3">・講座/教室、調理実習、各種活動などに利用</td></tr>
<tr><td>規模</td><td>①　100</td><td>㎡程度</td><td>① 調理スタジオ×１室（調理準備室含む）</td></tr>
<tr><td>利用人員</td><td>①　40</td><td>人程度</td><td></td></tr>
<tr><td>性能・要求水準</td><td colspan="3">・ガラス面を多くとることで、室内の様子が見えるオープンな雰囲気とする。
・食事用テーブルなどにも利用できる講師用調理台１台、受講生用調理台６台程度（椅子共）を設置する。
（調理台には、オーブンレンジ及びシンクを設置する）
・一般利用への貸し出しも行うことから、調理準備室は施錠できるようにする。
・洗面台を設置する。
・壁面（一面）に食器棚を設置する。
・備品、消耗品などの物品庫を調理スタジオ又は調理準備室に適宜設置し、室内及び廊下から出入りできるようにする。
・調理準備室へ下準備用の調理台を設置する。
・食品衛生法に基づく、飲食店営業許可の基準をクリアできる仕様とする。</td></tr>
<tr><td>他室との関係</td><td colspan="3">・施設全体のバランスを考慮し、適切な配置を行うこと。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">５　音楽スタジオ（Ａ、Ｂ、Ｃ）</th></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="3">Ａ：主に小編成の楽団や合唱団、楽器の練習、ダンスの練習、各種活動などに利用
Ｂ：主に各種活動（カラオケ、映画鑑賞）などに利用
Ｃ：各種活動（電子楽器によるバンド、管楽器の練習や声の広報録音室として利用）</td></tr>
<tr><td>規模</td><td>①　90
②　90
③　20</td><td>㎡程度</td><td>① 音楽スタジオA×１室（壁面収納庫含む）
② 音楽スタジオB×１室（壁面収納庫含む）
③ 音楽スタジオC×１室</td></tr>
<tr><td>利用人員</td><td>①　20
②　20～30
③　5</td><td>人程度</td><td></td></tr>
</table>

性能・ 要求 水準	【音楽スタジオＡ】 ・壁面にダンス等で使用できるよう鏡を設置する。（鏡不使用時にカーテン等で遮れるよう工夫する） ・アップライトピアノ（現社会教育センターに設置しているものを転用）を設置する。） 【音楽スタジオＢ】 ・利用人数に合った下足箱を設る。 ・*演台*、*カラオケ設備*（モニター・音響設備）を設置する。 ・*利用人数に応じた座布団、机、椅子を設置する。* ・映画観賞用の*スクリーン*及び映写設備（*プロジェクター*で利用可能な場合は、不要）を設置する。 ・高齢者でも安全に利用できるステージを設置する。（固定、可動式問わず） 【音楽スタジオＣ】 ・*アンプ、ミキサー、録音、再生が可能な音響設備*をシステムラックにより設置する。利用人数に応じた椅子を設置する。 【音楽スタジオＡ、Ｂ】 ・室の大きさに合った天井設置の*プロジェクター*及び天井埋め込み式の*スクリーン*、音響設備（天井埋め込み式スピーカーや壁面埋込式音響パネル等、建物の一部として恒常的に設置され、容易に移動できないもの）を設置する。 【音楽スタジオＡ、Ｂ、Ｃ】 ・壁面に利用者が演奏の様子の確認や、ダンスの練習などに利用できる鏡を設置する。（鏡不使用時に*カーテン*等で遮れるよう工夫する。 ・利用に合わせた、十分な音響・遮音性を確保する。 ・できる限り共用部に面して配置し、共用部に面している壁面の一部は窓などを設置して室外から利用状況が分かるようにする。（*カーテン*等で遮れるよう工夫する）
他室との 関係	・施設全体のバランスを考慮し、適切な配置を行うこと。

６　和室・茶道室			
用途	・茶道、華道の稽古、座談会、各種活動などに利用		
規模	①　40	㎡程度	① 和室・茶道室×１室（押入含む）
利用人員	①　10	人程度	
性能・ 要求 水準	・*利用人数に応じた座卓、座布団を設置する。* ・*ホワイトボードを設置する。* ・京間で16畳程度とし、襖等で区切られた前室より出入りできるようにし、水屋や炉を設ける。 ・共用部に面して配置し、壁面を一部窓などを設置して室外から利用状況が見える工夫を行う。（障子などで遮れるよう工夫する）		
他室との 関係	・施設全体のバランスを考慮し、適切な配置を行うこと。		

7　創作・陶芸室			
用途	・芸術・創作活動や、ボランティア活動などの作業場として利用		
規模	① 50 ② 30	㎡程度	① 創作室×１室（物品庫含む） ② 陶芸室×１室（陶芸窯含む）
利用人員	① 25 ② —	人程度	
性能・要求水準	・利用勝手のよい大型シンクを設置する。 ・電気機材を利用できるようにコンセント個数、位置に配慮する。 ・*利用人数に応じた工作机、椅子を設置する。* ・共用部に面して配置し、壁面を一部窓などを設置して室外から利用状況が見える工夫を行う。 ・創作室から陶芸室へ出入りができるように配置する。		
他室との関係	・施設全体のバランスを考慮し、適切な配置を行うこと。		

8　浴室・脱衣室			
用途	・入浴に利用		
規模	① 50 ② 50	㎡程度	① 浴室・脱衣室×１室（男）（トイレ１箇所含む） ② 浴室・脱衣室×１室（女）（トイレ１箇所含む）
利用人員	① 5～10 ② 5～10	人程度	① 一回あたりの利用人数 ② 一回あたりの利用人数
性能・要求水準	・男女各室シャワーブースを4台以上設置し、うち１台は車いす対応とすること。 ・床材は滑りにくい仕上げとし、各所に高齢者の利用を想定した、手すり等を設置する。 ・体調不良等があった場合に使用できる非常ボタン（事務所で発砲）を設置する。		
他室との関係	・入浴後にリラックスできるよう、できる限り、憩いのスペースなどの共用部と隣接した配置とする。		

第３　図書館機能　の諸室の要求水準

１　基本事項

閲覧スペースは、子育て支援機能や保健福祉機能、交流スペースなど他機能の諸室を含め、エントランスや施設内の共用スペース等にデザイン性のある書架やソファを配置し、気軽に本に触れることができる空間づくりを行う。木材の使用や緑の配置のほか、デザイン性のある照明などの配置により上質な空間構成を行う。

積極的に他の施設機能との連携を進め、複合施設という性質において、相乗効果を生み出せる図書館とし、利用者の利便性に配慮したゾーニングや、職員等による運営やサービスの提供が行いやすい効率的な配置、動線とする。

<table>
<tr><th colspan="4">９　開架閲覧室（一般図書開架スペース、児童図書開架スペース）</th></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="3">【一般図書開架スペース】
・一般成人向けの図書や雑誌類を配架し、様々な閲覧環境で読書や学習を行う場
【児童図書開架スペース】
・子ども向けの図書や絵本等を充実させ、本と親しむことのできる場
・読書を通じ、親子の交流を深める。</td></tr>
<tr><td>規模</td><td>①　400
②　370</td><td>㎡程度</td><td>①　一般図書開架スペース×１
②　児童図書開架スペース×１
（①、②共要求面積に限らず、共用部等の利用も可能）</td></tr>
<tr><td>利用人員</td><td>①　―
②　―</td><td>人程度</td><td></td></tr>
<tr><td>性能・要求水準</td><td colspan="3">【一般図書開架スペース】
・（壁面を除く）低めの書架を中心に設置し、視線が通りやすく盗難の抑止についても考慮しつつ、開放的な閲覧スペースとなるよう工夫する。
・個人で利用できるリスニング等の視聴覚用端末を市が適宜設けるため、場所を確保すること。（ブースは不要）
・「静かに読書を楽しむ場所」「気軽に会話も楽しめる場所」などゾーン分けを行い、様々なニーズの市民が共存し居心地よく過ごせる空間に配慮する。
・①一般図書の配架コーナー、②雑誌・新聞の閲覧コーナー、③視聴コーナー、④青少年向けコーナー、⑤検索コーナーを設置する。

【児童図書開架スペース】
・子どもが様々な環境で本を読める席を充分な量を確保すること。
・書架は子どもの目線にあわせた低層のものを設置する。また、表紙を見せることのできる工夫を行うこと。
・床は子どもが転んでもケガをしにくい素材とすること。
・①児童図書等の配架コーナー、②絵本・紙芝居の配架コーナー、③子どもに読み聞かせを行うコーナー、④検索コーナーを設置する。
・②、③の床はカーペットやコルク素材等の柔らかい素材とし、靴を脱ぐ仕様で、靴箱を設置すること。

【一般図書開架スペース、児童図書開架スペース】
・本市唯一の図書館として、蔵書については現状の数量確保に努める。
・図書館資料の保管に適切な環境になるよう考慮する（本の日焼けや、過度な温度や湿度にならないように。）
・広場に面した大きな窓など、外を感じられる空間構成となるよう工夫する。
・来館者が図書館を利用するきっかけとなるような空間となるよう施設全体を通して共用部などを含め、配置を工夫する。</td></tr>
</table>

- *椅子やソファ、ベンチなど空間に見合ったデザインの家具を設置する。*
- いごこちの良い空間を演出する照明デザインとし、昼夜で色温度等の調整、変更ができるようにする。
- 床は足音が響かない仕上げとする。
- 企画や案内ができるよう掲示板や、ホワイトボード、スペースを適宜設ける。
- 書架に設置するサインは分かりやすさ、デザイン面を工夫する。

＜現在の蔵書構成（令和５年度図書館年報より）＞

分類	一般	児童	ＹＡ	参考	雑誌	録音図書	ＡＶ	付録等	総合計
冊数	105, 222	103, 264	8. 975	11, 162	2, 841	623	256	1, 080	233, 423

- 新施設においては蔵書数の概ね30～50％の開架を想定（現施設では蔵書数の概ね60～65％を開架）

他室との関係

- 閲覧スペースは、子育て支援機能や保健福祉機能、交流スペースなど他機能の諸室を含め、エントランスや施設内の共用スペース等にデザイン性のある*書架*や*ソファ*を配置し、気軽に本に触れられる空間づくりを行う。
- 積極的に他の施設機能との連携を進め、複合施設という性質において、相乗効果を生み出せる配置とする。

１０　おはなしの部屋

項目	内容		
用途	・お話会やこどもの読み聞かせに利用		
規模	① 30	㎡程度	① おはなしの部屋×１室
利用人員	① 1～30	人程度	
性能・要求水準	・靴を脱いで座って活動できるよう、靴箱を設置し、床はカーペットやコルク素材等の柔らかい素材とすること。		
他室との関係	・児童図書開架スペースとも連動した配置とする。		

１１　閉架書庫

項目	内容		
用途	・閉架書籍を保存、保管する場所		
規模	① 150	㎡程度	① 閉架書庫×１室
利用人員	—	人程度	

性能・要求水準	・予約図書のピックアップ等の作業の効率性を考慮した構造とする。 ・手動式集密書架を設置し、空間の効率化を図る。 ・図書の保管に適した環境管理（温度、湿度等）が容易な構造・設備とすること。 ・空調機の排気口は集密書架と被らない場所にすること。 ・新施設においては蔵書数の概ね50～70％を閉架書庫で保管を想定
他室との関係	・積載荷重に十分配慮すること。 ・定期的な本の配送動線も考慮した配置、構造とする。

１２　事務室（受付カウンター・事務室兼作業スペース）			
用途	【受付カウンター】 ・資料の貸出、返却、レファレンス、利用の案内、予約図書の保管、受渡しを行う （PC（蔵書管理システム用）３台の設置） 【事務室兼作業スペース】 ・図書館業務を実施（電話、蔵書管理、資料作成等など） （PC（蔵書管理システム用）４台とPC（事務作業用）４台の使用） ・予約図書の準備、返却図書の処理、図書の修繕、相互貸借本の処理、学校図書館貸借本の準備及び一時保管		
規模	①　15 ②　50	㎡程度	①受付カウンター×１箇所 ②事務室兼作業スペース×１室
利用人員	5～10	人程度	
性能・要求水準	【受付カウンター】 ・利用者がわかりやすく見やすいサイン等の工夫をすること。 ・こどもや、車いす利用者でも利用しやすいカウンター及び椅子を設置する。カウンターには、杖置きや荷物置きを設置する。 （返却用１つ、貸出用２つ、予約・登録用１つとしてのカウンター設置） ・受付カウンターの後方に、出し入れが容易にできる予約図書の*管理棚*を設ける。 ・付録やＤＶＤの中身等、受付で受け渡す資料の保管スペースを設ける。 【事務室兼作業スペース】 ・*作業机*、*椅子*、*整理棚（段ボールがそのまま入ること）を設置*し、作業のしやすい環境を整備する。 ・必要な電話回線、通信回線が設置できるよう、空配管等を設置すること。		
他室との関係	【受付カウンター】【執務室兼作業スペース】 ・施設全体の利用者及び管理・運営の動線に配慮した配置とする。		

第４　障がい者地域活動支援機能　の諸室の要求水準

１ 基本事項

創作的活動、生産活動、余暇活動、地域での行事への参加など自己実現の機会を多く持つことにより、人間関係の拡がりや社会生活へ参画支援を行う。配置計画、動線計画ともに利用者の特性を考慮したものとする。

１３　活動室（１、２）			
用途	利用者が創作的活動や生産活動、レクリエーションやクラブ活動を行う		
規模	①　90 ②　40	㎡程度	① 活動室１×１室（備品収納庫とも） ② 活動室２×３室
利用人員	①　20 ②　5	人程度	
性能・要求水準	【活動室１】 ・パーテーションで区切れるなど柔軟に部屋の配置変更が可能なように工夫する。 ・土足厳禁の床とし、クッション性のある床の仕様とすること。 ・入口には靴を履くことのできるスペース及び下足箱を設けること。 ・備品を収納できる場所を確保すること。 ・*利用人数に応じたロッカー、適宜ソファ、ホワイトボード*、掲示版を設置する。 ・簡易な調理スペース（流し、ＩＨヒーターなど）、*食器棚*を設置する。 ・電気調理器（ホットプレート、瞬間湯沸器、電子レンジ）、冷蔵庫が設置できるよう適切なコンセントや非常用コンセント等を配置する。 【活動室１、２】 ・車いす対応の手洗い場を設置すること。 ・*利用人数に応じた机、椅子、作業台、整理棚を設置する。* ・遮光性のある*カーテン*等を設置すること。 ・必要な電話回線、通信回線が設置できるよう、空配管等を設置すること。		
他室との関係	人の出入り等が多い場所とは離れている場所での配置とする。 作業用物品の搬出入や利用者の送迎を配慮した場所での配置とする。		

１４　シャワー・脱衣室・更衣室（障がい者地域活動支援機能）			
用途	利用者に嘔吐、失禁等があった場合や、福祉避難所として利用する際にも利用		
規模	①　必要規模	㎡程度	① シャワー・脱衣・更衣室×１箇所（必要な規模）
利用人員	①　1～3	人程度	① 利用者１人に対して２人介助する場合もある

性能・要求水準	・シャワー温浴システム（シャワーチェアに座ったまま温まる）を導入すること。 ・汚物などの処理ができるスペースを設けること。 ・床は滑りにくい素材とし、浴室暖房・乾燥及び更衣棚を設置する。 ・衛生面、安全性、換気性に十分配慮する。
他室との関係	活動室１，２と隣接・近接していること。

１５　静養室・トイレ			
用途	利用者が、体調不良時に利用		
規模	① 20 ② 必要規模	㎡程度	① 静養室×１室 ② 男、女トイレそれぞれ１箇所
利用人員	① 1～3 ② —	人程度	① 利用者１人に対して２人介助する場合もある
性能・要求水準	【静養室】 ・利用者が落ち着けるような仕上げとし、ベッドを含め、寝具一式を設置する。 【トイレ】 ・障がい者地域活動支援機能の利用者専用トイレを（男子１、女子１以上）設置すること。 ・すべて洋式、暖房便座、洗浄機能を設置する。 ・車いすでも入ることのできる広さを確保し、バリアフリーに対応する。		
他室との関係	事務室（障がい者地域活動支援機能）と隣接・近接していること。		

１６　事務室（障がい者地域活動支援機能）			
用途	ケースの記録などの事務作業を行う		
規模	① 30	㎡程度	① 事務室×１室
利用人員	① 3～6	人程度	センター長1人 指導員　　2人以上
性能・要求水準	・ケース記録などの個人情報を取り扱うため、十分なセキュリティ環境を構築する。 ・*利用人数に応じた事務机、椅子、書棚を設置する。* ・必要な電話回線、通信回線が設置できるよう、空配管等を設置すること。（個人机だけでなく、フリーアドレス型とする等、空間の有効活用を図る） ・休業日等に他施設の利用者が出入りできないように考慮する。		
他室との関係	活動室、静養室、トイレと隣接する場所に設置		

第５　子育て支援機能　の諸室の要求水準

１ 基本事項

子どもや子育て世代の活動に関する支援や、託児事業等の実施を行う。

楽しく過ごせる、交流できるといった機能を持たせ、各種機能との連携を行える明るく解放的な空間とし、市民の利便性や他機能との連携に配慮したゾーニングとする。

サイン計画は全体デザインとの整合を図りつつ子どもにも分かるものとする。

子どもが利用する室の床材については、転倒に配慮し、安全・衛生上の対応が可能なものとする。

１７　屋内遊び場（プレイルーム、倉庫、こどもトイレ）			
用途	・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進及び遊具等の格納に利用 ・トイレトレーニング等にも活用可能な子ども用のトイレ		
規模	①　160 ②　10 ③　必要規模	㎡程度	① プレイルーム×１室 ② 倉庫×１室 ③ こどもトイレ×１室（必要規模）
利用人員	①　20 ②　— —	人程度	① ０～５歳児及びその親が対象 ③ 親と一緒に入ることを想定した規模
性能・要求水準	【プレイルーム】 ・ゾーンごとに区分し、*０～５歳児の利用ができる普段家庭では準備できないような遊具を設置*する。 ・明るく開放的で、見るだけで楽しくなるような空間づくりとなる工夫をし、室内仕上げ材（天井・壁・床）及び遊具などに木材を適宜使用する。 ・靴を脱いで座って過ごせるよう、靴箱を設置する。 ・床は子どもが転んでもケガをしにくい素材とする。 【倉庫】 ・遊具等や物品を保管するための*整理棚を設置*する。 【こどもトイレ】 ・共用トイレに近接しており、かつ共用トイレにこどもトイレが含まれている場合、設置は必須ではないが、プレイルームの利用者及び託児室利用者の利便性を踏まえ配置する。 ・こども用手洗い、こども用２ブース（こども用便器（暖房便座付）×２台）、おむつ交換台を設置する。 ・親と一緒に入れる大きさで、アニマルプリントなどを用い、楽しいトイレ空間を演出する。		
他室との関係	・エントランスや交流スペース等のメインとなる共用部から見え、外部に面し、屋外とつながる一体的なゾーニングとする。 ・託児室、授乳室、バギー置き場と近接させること。		

１８　託児室			
用途	託児事業のための保育スペースとして利用		
規模	①　30	㎡程度	①　託児室×１室
利用人員	①　10	人程度	①　０～５歳児のこどもが対象
性能・要求水準	・*０～５歳児とその親が利用できる机、椅子及びベビーベッドを設置*する。 ・プレイルームと連動できるよう室の配置を工夫する。 ・床は子どもが転んでもケガをしにくい素材とすること。 ・靴を脱いで座って過ごせるよう、靴箱を設置する。 ・床は子どもが転んでもケガをしにくい素材とする。 ・調乳などに利用できるミニキッチンを設置する。		
他室との関係	・屋内遊び場（プレイルーム、こどもトイレ）と近接させること。		

第６　保健センター（複合施設として提案する場合）の諸室の要求水準

１　基本事項

妊娠から子育てまで相談支援を行う専用の「ほっとルーム」や相談室、健康相談や健康教室、乳幼児の健康診査、予防接種などが実施できる診察室や集団指導室などを設け、子育て支援や健康づくりの身近な拠点として整備する。

１９　集団指導室			
用途	乳幼児健診、集団健診の予診や受付・待合、予防接種、各種教室、会議、健康まつりなどに利用		
規模	①　140 ②　20	㎡程度	①　集団指導室×１室 ②　倉庫×１室
利用人員	①　50	人程度	
性能・要求水準	・床は子どもが転んでもケガをしにくい素材とする。 ・室の大きさに合った天井設置のプロジェクター及び天井埋め込み式のスクリーン、音響設備（マイク、スピーカー等）を設置する。 ・ホワイトボードを壁面設置し、*簡易パーテーション*、*演台*、*利用人数に応じた移動が容易な会議机*、*椅子*、遮光性のあるカーテン等を設置する。 ・可動式間仕切り壁で室を半分に区切ることができ、どちらの部屋も、廊下などの共用部から入室できること。 ・様々な用途に対応するため、会議机・椅子などを収納することができる倉庫を併設する。 ・必要な電話回線、通信回線が設置できるよう、空配管等を設置すること。 ・がん検診車が停車している場所（外部駐車スペース）に、集団指導室から短距離で移動できるように工夫する。 ・土日祝日などは、保健センター機能は休業となるため、他の機能での使用を想定した工夫をする。 ・非常用コンセントを１箇所以上設置する。		
他室との関係	・診察室と隣接していること。		

２０　待合・診察室・検査室（保健センター）			
用途	【待合・診察室】 ・乳幼児健診や予防接種時、計測・小児科診察・歯科診察・屈折検査・視聴覚検査、予防接種及び当該事業の待合に利用 【検査室】 ・医療廃棄物の保管、検査物品の保管、検体を預かり、検査するスペース		
規模	①　必要規模 ②　15 ③　5	㎡程度	①　待合×１箇所（必要規模） ②　診察室×７室（15㎡×7室＝105㎡程度） （各診察室への従事者の往来スペース、洗面所含む） ③　検査室×１室
利用人員	①　30 ②　4 ③　2	人程度	②　一度の利用は4名程度（診察医含む）

性能・要求水準	【待合】 ・待合には利用人数に合った待合用の椅子を設置する。 ・待合から、診察室に扉を開閉して入室する。 【診察室】 ・診療所の開設基準、設置基準を満たすこと。 ・診察室内で話す内容が聞こえない工夫をする。 ・従事者側は、手洗いできる洗面所を設置すること（水・湯：センサー付） ・診察室の壁面は、プライバシーを保つことができるように間仕切り、検診受診者側は、待合室から扉を開閉して入室する。 ・従事者側は、行き来できるように、オープンとし、カーテン（一部遮光カーテン）で区切ることができるようにする。 ・必要な電話回線、通信回線が設置できるよう、空配管等を設置すること。 ・診察室の１室は（ポータブル）可動式歯科専用椅子が設置できるよう工夫する。 ・*机、イス（従事者、患者用）、診察用ベッドを各診察室へ設置*する。 【検査室】 ・診療所の開設基準、設置基準を満たすこと。 ・検体を検査するための台及び検査済の試薬などの汚物処理する排管を設置する。 ・医療用廃棄物を設置するスペースの確保及び施錠可能な仕様とする。 ・汚物処理するシンクと洗面所の両方を設置する。
他室との関係	・待合は、集団指導室や診察室と隣接して配置する。 ・消毒室と近接して配置する。

２１　消毒室			
用途	・洗浄・消毒・滅菌、洗濯乾燥、医療機器・医療用品・薬品の保管に利用		
規模	①　15	㎡程度	①　消毒室×１室
利用人員	①　2	人程度	
性能・要求水準	・薬品庫及び医療機器を保管する棚（施錠可能なもの）、作業台、洗浄用シンク×２を設置する。 ・洗濯機を設置できるよう、洗濯機置き場を設置する。 ・滅菌、消毒機器を設置するスペース及び洗浄スペースの確保 ・歯科用培養庫の停電に対応するため、非常用コンセントを設置する。		
他室との関係	・事務所（保健センター）に近接した配置とする。		

２２　妊娠出産包括相談室（ほっとルーム）			
用途	・助産師による、妊娠中から産後の子育てに関する相談、沐浴・授乳・おむつ交換・着替えの練習、生まれた赤ちゃんの体重や身長の計測などで利用 （利用者支援事業、産前・産後サポート事業）		
規模	①　25	㎡程度	①　妊娠出産包括相談室×１室

利用人員	① 8	人程度	
性能・要求水準	・沐浴練習ができるよう幼児用バスやおむつ交換台を設置する。（湯・温度調節ができるもの） ・必要な電話回線、通信回線が設置できるよう、空配管等を設置すること。 ・医療機関検索などができるよう、ネット回線を設置する。 ・妊産婦が出産や育児に希望が持てる、ここにきてホッとできるよう、仕上げ材の一部に木材を利用し、あたたかな雰囲気の空間を演出する。 ・収納庫を壁面に設置する。 ・*机２台、椅子６台、簡易パーテーション及び授乳用ソファ*を設置する。		
他室との関係	・事務室（保健センター）と近接した配置とする。		

２３　事務室（保健センター）			
用途	・保健センター職員用事務室 ・予防接種で使用するワクチンを保管、個人情報である乳幼児健診や成人検（健）診のカルテを保管する。		
規模	① 120	㎡程度	① 事務室
利用人員	① 24 ② 1～6	人程度	① 職員24人（常勤） ② 最大6人（非常勤）
性能・要求水準	・保健センター単独の事務所とすること。 ・①の利用人数に合った*机・椅子*及び、*書棚*及び②の荷物を格納する*ミニロッカー*を設置する。（個人机だけでなく、フリーアドレス型とする等、空間の有効活用を図る） ・職員の執務スペース全体を見渡せる、一体感のあるつくり ・個人情報管理や利用者のプライバシー確保に配慮した空間構成する。 ・ワクチン庫が設置でき、非常用コンセントを設置する。		
他室との関係	・保健センターエリアに入る入り口あたりに設置すること。		

第７　休日診療所機能（複合施設として提案する場合）の諸室の要求水準

１ 基本事項

日曜日や祝日、年末年始の初期救急医療体制を確保するために、診察室、待合、薬局などを整備する。15歳以上を対象とした内科の休日診療を行う。感染症などが広まらないよう換気設備を考慮する。　※他施設と出入口を含める共用部など、構造を分けて設置する。

<table>
<tr><th colspan="5">２４　（感染症疑い患者用）診察室、検査室、待合</th></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="4">感染症疑い患者を診察、検査に利用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">規模</td><td>①</td><td>10</td><td rowspan="3">㎡程度</td><td rowspan="3">① 診察室×１室
② 検査室×１室
③ 待合×１室</td></tr>
<tr><td>②</td><td>10</td></tr>
<tr><td>③</td><td>15</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用人員</td><td>①</td><td>3</td><td rowspan="3">人程度</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>②</td><td>2</td></tr>
<tr><td>③</td><td>10</td></tr>
<tr><td>性能・要求水準</td><td colspan="4">【診察室】
・診療所の開設基準、設置基準を満たすこと。
・手洗いできる洗面所を設置すること（水・湯）
・処置室に隣接し、患者側は、壁や扉で区切ることができるが、従事者は、診察室と処置室を行き来できるような仕様とする。
・机、イス（医師、患者用）、診察用ベッドを設置する。
【検査室】
・診療所の開設基準、設置基準を満たすこと。
・検体を検査するための台及び検査済の試薬などの汚物処理する排管を設置する。
・医療用廃棄物を設置するスペースの確保及び施錠可能な仕様とする。
・汚物処理するシンクと洗面所の両方を設置する。
【待合】
・診察室に隣接し、利用人数に応じた椅子を設置する。</td></tr>
<tr><td>他室との関係</td><td colspan="4">・処置室に近いところに配置する。
・一般患者や他の施設利用者との動線（出入り含め）が重ならないようにする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="5">２５　待合室、診察室、処置室（休日診療所）</th></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="4">一般患者用の待合、診察、処置に利用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">規模</td><td>①</td><td>15</td><td rowspan="3">㎡程度</td><td rowspan="3">① 待合室×１室
② 診察室×１室
③ 処置室×１室</td></tr>
<tr><td>②</td><td>20</td></tr>
<tr><td>③</td><td>20</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用人員</td><td>①</td><td>10</td><td rowspan="3">人程度</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>②</td><td>3</td></tr>
<tr><td>③</td><td>3</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>性能・要求水準</td><td>【待合室】
・待合には利用人数に合った待合用の椅子を設置する。
・待合から、診察室に扉を開閉して入室する。

【診察室】
・診療所の開設基準、設置基準を満たすこと。
・診察室内で話す内容が外部に聞こえない工夫をする。
・手洗いできる洗面所を設置すること（水・湯：センサー付）
・ネット回線がつながり、診察結果が入力できること。
・机、イス（医師、患者用）、診察用ベッドを設置する。

【処置室】
・処置が容易にしやすいベッドを設置すること。
・診察室に隣接し、従事者は、診察室と処置室を行き来できるような仕様とする。</td></tr>
<tr><td>他室との関係</td><td>受付に近いところに配置する</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">２６　一般患者用トイレ</th></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="3">休日診療機能用のトイレ</td></tr>
<tr><td>規模</td><td>①　必要規模</td><td>㎡程度</td><td>① 多目的・男・女×１箇所（必要規模）
(各トイレとも、必要最小限の規模)</td></tr>
<tr><td>利用人員</td><td></td><td>人程度</td><td></td></tr>
<tr><td>性能・要求水準</td><td colspan="3">・多目的トイレにはオストメイト, おむつ交換台を設置する。
・男女ともにベビーチェアを設置する。
・すべて洋式、暖房便座、洗浄機能の付いているものとする。
・すべての便座に、ベビー用便座に容易に変換できるものを設置する。
・尿検体などを置くスペースを設置</td></tr>
<tr><td>他室との関係</td><td colspan="3">休日診療機能のゾーンに単独配置する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">２７　受付（休日診療所）</th></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="3">患者の受付及び会計</td></tr>
<tr><td>規模</td><td>①　10</td><td>㎡程度</td><td>① 受付×１箇所</td></tr>
<tr><td>利用人員</td><td>①　2</td><td>人程度</td><td></td></tr>
<tr><td>性能・要求水準</td><td colspan="3">・必要な電話回線、通信回線が設置できるよう、空配管等を設置すること。
・受付カウンター、机、椅子を設置する。</td></tr>
</table>

他室との関係	・診察室や薬局に近接のこと

２８　薬局			
用途	**薬局**		
規模	① 20	㎡程度	① 薬局×１室
利用人員	① 2	人程度	
性能・要求水準	・*カウンター、机、椅子、薬品庫、調剤棚、収納棚を設置*する。		
他室との関係	・受付に隣接及び近接していること。		

２９　医師控室・医療介護連携室			
用途	**【医師控室】従事者用の控室** **【医療介護連携室】**		
規模	① 20 ② 15	㎡程度	① 医師控室×１室 ② 医療介護連携室×１室
利用人員	① 2 ② 2	人程度	
性能・要求水準	・*利用人数に応じた机・椅子、更衣ロッカーを設置*する。 ・必要な電話回線、通信回線が設置できるよう、空配管等を設置すること。		
他室との関係			

３０　衛生材料保管倉庫			
用途	**衛生材料を保管する**		
規模	① 10	㎡程度	① 衛生材料保管庫×１室
利用人員		人程度	

性能・要求水準	・収納棚を設置する。
他室との関係	・薬局に近い場所であること。

３１　執務室（１、２）			
用途	医師会事務局執務室及び歯科医師会事務局執務室に利用		
規模	①　40 ②　40	㎡程度	①　執務室１×１室（更衣室とも） ②　執務室２×１室（更衣室とも）
利用人員	①　5 ②　5	人程度	
性能・要求水準	・*従事者の事務机、椅子、応接用の机を設置*する。（プリンターやコピー機、電話、FAXが設置できるスペースを確保する。） ・必要な電話回線、通信回線が設置できるよう、空配管等を設置すること。 ・利用人数に合った、更衣室を執務室外に設け*更衣ロッカー*を設置する。		
他室との関係	・休日診療機能のゾーンに配置する。		

第８　共用部　の要求水準

<table>
<tr><th colspan="4">３２　共用部（エントランス・ロビー、市民交流、憩いのスペース）</th></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="3">【エントランス・ロビー】
・施設エントランスであることと合わせて、イベント開催及び活動発表の場としてのギャラリー、展示機能などを持たせる。
【市民交流スペース】
・施設利用者が気軽で自由に飲食や打合せ等ができ、にぎわい創出ができる場。
【憩いのスペース】
・施設利用者が気軽で自由に飲食や、くつろぎ空間。</td></tr>
<tr><td>規模</td><td>必要規模</td><td>㎡程度</td><td>共用部は、施設全体のバランスを考慮し、適切な規模を提案すること。（備品庫とも）</td></tr>
<tr><td>利用人員</td><td></td><td>人程度</td><td></td></tr>
<tr><td>性能・要求水準</td><td colspan="3">【エントランス・ロビー】
・施設エントランスであることと合わせて、イベント開催及び活動発表の場としてのギャラリー、展示機能などを持たせる。
【共用部全般】
・施設ｺﾝｾﾌﾟﾄに合った、造作家具、備品（テーブル、椅子、ソファを含めた家具など）を設置し、施設ｺﾝｾﾌﾟﾄに合った空間を演出し、大きな諸室等に隣接させ、当該諸室等と一体的に利用できるように工夫する。
・ギャラリーや講習会などの同時利用も可能な配置とする。
・一部壁面等に書架を設け、図書館の本を配架できるように工夫する。
・共用部で使用する椅子や展示用備品などを格納する備品庫を設置する。
・健康機器に対応した電源設備を設置する。
・非常用コンセントを適宜設置する。</td></tr>
<tr><td>他室との関係</td><td colspan="3">・</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">３３　トイレ</th></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="3">トイレ・手洗いなど</td></tr>
<tr><td>規模</td><td>必要規模</td><td>㎡程度</td><td>・施設全体のバランスを考慮し、適切な規模を提案すること。
・原則各階に多目的・男・女トイレを配置すること</td></tr>
<tr><td>利用人員</td><td></td><td>人程度</td><td>・既存施設の利用者数を鑑み、想定する。</td></tr>
</table>

性能・要求水準	【多目的トイレ】 ・施設内に1か所以上オストメイト対応の設備を設置すること。 ・施設内に1か所以上介助用ベッドを設置すること。 ・非常用ボタンを設置し、ブザー等は事務室で管理できるようにすること。 【共通】 ・すべてのトイレは乾式とすること。 ・すべての大便器は洋式とし、暖房付き洗浄便座を設置すること。 ・適切な場所に、誘導ブロック及び、点字案内板を設置すること。 ・適切な場所に、SK及び掃除用具入れを設置すること。 ・男・女トイレの便器、手洗い器には1か所手すりを設けること。 ・多目的・男・女の1か所以上のトイレブース内に子供用の簡易便座及びベビーキープ等を設置すること。 ・すべてのトイレは、大阪府福祉のまちづくり条例及びガイドラインを踏まえて計画すること。
他室との関係	・施設全体のバランスを考慮し、適切な個所に配置すること。

第９　共有部　の要求水準

３４　共有部（事務室、相談室、倉庫、更衣室）			
用途	【事務室】施設職員が滞在する事務室 【相談室】各機能の相談者への対応に利用 【倉庫】　各機能の共有倉庫として利用 【更衣室】施設職員が利用		
規模	①　70	㎡程度	① 事務室×１室
	②　15		② 相談室×５室※ （保健センター機能を別棟とする提案の場合は、相談室×２室とする）
	③　150		③ 倉庫（施設全体で150㎡程度）
	④　必要規模		④ 更衣室×２室
利用人員	①　16	人程度	①の内訳：公民館機能：7人程度 福祉機能（高齢福祉）：5人程度 市民活動支援機能：4人程度
	②　4		
	③　―		
	④　―		④施設内の全職員（男20人、女40人※程度（保健センター機能を別棟とする提案の場合は、男20人、女20人程度とする））が利用。男・女の更衣室を利用人数に合った規模
性能・要求水準	【事務室】 ・見やすくわかりやすいサインを工夫し、利用しやすい施設とすること。 ・機能ごとの受付カウンターを設置すること。 ・施設職員用に必要な広さを確保すること。 ・*利用人数に合った机、椅子（個人机だけでなく、フリーアドレス型とする等、空間の有効活用を図ること。）* ・必要な電話回線、通信回線が設置できるよう、空配管等を設置すること。 ・各機能の配置提案にもよるが、総合事務室など効率的な配置とする。 ・非常用コンセントを設置する。 【相談室】 ・*利用者数に合った、机、椅子を設置*する。 【倉庫】 ・*書棚、整理棚等*を設置する。 【更衣室】 ・利用人数にあった*更衣ロッカー*を設置。 ・男、女別の更衣室を設け、各室に手洗い、鏡を設置する。		
他室との関係	・各機能の配置による業務効率を考慮した位置に配置すること。 ・休憩室や更衣室、湯沸かし室等と近接させる。		

３５　打合せスペース			
用途	職員等の打合せに利用		
規模	①　15	㎡程度	① 打合せスペース×２箇所

利用人員	① 2～6	人程度	
性能・要求水準	・一体的な利用もできるように工夫する。 ・*利用人数に合った椅子や机を設置*する。		
他室との関係	・施設全体のバランスを考慮し、適切な個所に配置すること。		

３６　研修室			
用途	・職員研修用の室 ・会議室等での使用も想定。		
規模	① 60	㎡程度	① 研修室×１室
利用人員	① 20～30	人程度	
性能・要求水準	・*各室に利用人数に応じた移動が容易な机、椅子、ホワイトボードを設置*する。 ・室の大きさに合った天井設置の*プロジェクター*及び天井埋め込み式の*スクリーン*を設置する。		
他室との関係	・施設全体のバランスを考慮し、適切な個所に配置すること。		

３７　職員休憩室			
用途	・休憩や、昼食等に利用。		
規模	① 40	㎡程度	① 職員休憩室×１室
利用人員	① 10～20	人程度	
性能・要求水準	・利用人数に合った*椅子や机、テーブル*を設置する。		
他室との関係	・施設全体のバランスを考慮し、適切な個所に配置すること。		

第１０　その他　の諸室の要求水準

１ 基本事項

施設全体の共用部及び管理諸室等について、利便性に配慮した動線や管理運営のしやすい効率的なゾーニングを行う。

３８　その他	
総合受付（案内）	・適宜（提案による）
民間提案エリア①	提案を行わない場合は、50～100㎡程度の諸室（水回りの配管等のみ）を設置すること。
施設管理室 休養室	・適宜（提案による）
湯沸室	・適宜（提案による）
バギー置き場	・適宜（提案による）
返却図書投函場所	・適宜（提案による）
授乳室	・適宜（提案による）
廊下・階段	・適宜（提案による）
エレベーター	・適宜（提案による）
機械室・電気室	・適宜（提案による）
換気システム	・適宜（提案による）
バルコニー	・適宜（提案による）
屋外広場 屋上広場	・屋外広場の一部は、複合施設と一体的な空間を確保すること。
駐車場 駐輪場	・駐車場200台以上（民間提案エリア①及び②の駐車場と共用可） ・駐輪場は適宜
バス停留所 バスロータリー	・バス停留所スペース（中型バス３台分もしくは大型バス２台分） ・その他車寄せスペース（数台程度）